

平成五年総理府・厚生省・通商産業省令第一号
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）第六條第二項、第七條、第十條第二項、第十二條及び第十三條の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四條第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表第一の中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条 法第四條第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表第一の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）以下「廃棄物処理法」という。）第三十條（同法第十五條の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の承認を受けた者が輸出をしようとする当該確認に係るもの及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）第五條に規定するものを除く。とする。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第三条 法第六條第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

（輸出移動書類に係る届出）

第四条 法第五條第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七條第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届けなければならない。

（輸入移動書類及び移動書類に記載すべき事項）

第五条 法第十條第二項（法第十六條において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2 法第十條第二項（法第十六條において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、

環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行つた日付及び処分の方法とする。

（輸入移動書類に係る届出）

第六条 輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物処理法第二條第二項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二條第一号に該当する場合には、様式第二による届出書により、第八條第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届けなければならない。

（輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二條第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなつたと若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失つたときは、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届けなければならない。）

第七条 輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二條第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなつたと若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失つたときは、様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届けなければならない。

（輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者）

第八条 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類（この条において「輸入移動書類等」という。）に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第五條第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行つた当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三條第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

（輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者）

2 輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類等に記載された内容に従つて輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第五條第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行つた当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三條第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

（前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。）

3 前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

（輸入を行おうとする者の基準）

第九条 法第十四條第一項第二号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。
- 二 当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 三 当該輸入を行おうとする者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらざり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法、廃棄物処理法その他生活環境の保全を目的とする法令で別表第二に掲げるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二條の第三項及び第三十二條の十一第一項を除く。以下同じ。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法第十四條第八項（法第十五條第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消され、又は廃棄物処理法第七條の四第一項（同項第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは同法第十四條の三の二第二項（同項第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を同法第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ニ 当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

（輸入及び法第十五條第一項の規定に係る施設への運搬の基準）

第十条 法第十四條第一項第三号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 特定有害廃棄物等の運搬は、次のように行うこと。
- イ 特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ハ 運搬車、運搬船及び運搬容器は、特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

二 特定有害廃棄物等の運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

三 特定有害廃棄物等の保管を行う場合には、次にすること。

- イ 特定有害廃棄物等の周囲に囲い（保管する特定有害廃棄物等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- ロ 保管の場所から特定有害廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。
- ハ 騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量又は運搬の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び環境保全上の支障が無いように必要な措置を講ずること。

五 当該申請に係る再生利用等目的の輸入に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあつては、当該許可等を得ていること。

（再生利用等目的輸入事業者の認定の申請に係る書類）

第十一条 法第十四條第二項の申請書は、様式第十六によるものとする。

法第十四條第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等を行うおととする再生利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生

利用等に関する契約書又はそれに相当する書類

二 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三 申請者が個人である場合には、住民票の写し

四 申請者が第九条第一項第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

五 過去に法第八条の経済産業大臣の輸入承認を受けたことを証する書類及び当該承認に係る特定有害廃棄物等の直前三年間の輸入実績又はこれらに相当する行為の業務経歴を記載した書類

六 当該申請に係る輸入の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）

八 申請者が個人である場合には、資産に関する調査

九 当該申請に係る輸入事業計画書（輸入予定数量を含む。）

十 当該申請に係る運搬を自ら行う場合においては、前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十一 当該申請に係る運搬を他の事業者に行わせる場合においては、運搬を行う者の名簿及び当該運搬を行う者が前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十二 認定に係る再生利用等目的の輸入を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十三 その他法第十四条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

（再生利用等目的の輸入事業者の認定の更新の申請）

第十二条 法第十四条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の日六十日前までに、前条第一項の申請書に同条第二項各号に掲げる書類、認定証及び認定に係る実績を記載した書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（再生利用等目的の輸入事業者の変更の認定の申請）

第十三条 法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第七による申請書に特定

有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第六條に規定する認定証及び当該変更に係る第十一條各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十四条 法第十四条第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 輸入する特定有害廃棄物等の輸入の方法の変更

（再生利用等目的の輸入事業者の廃止の届出）

第十五条 再生利用等目的の輸入事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第八による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行わなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十六条 法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内

に、様式第九による届出書に当該変更に係る第十一條第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（再生利用等目的の輸入事業者の認定証）

第十七条 令第六條に規定する認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

2 前項の認定証の交付を受けた者は、第十四条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、認定証の書替えを受けなければならない。

（再生利用等目的の輸入事業者の認定証の再交付の申請）

第十八条 令第七條の規定による再交付の申請は、様式第十二による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。この場合において認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

（報告）

第十九条 再生利用等目的の輸入事業者は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定

に係る特定有害廃棄物等の輸入及び運搬に関する、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに様式第十三による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、輸入した特定有害廃棄物等に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分

の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第六條一の規定による通告の書面の写し及び当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを添付しなければならない。

（再生利用等を行うおとする者の基準）

第二十条 法第十五条第一項第一号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められること。

二 当該申請に係る再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三 当該申請に係る再生利用等を自ら行う者であること。

四 当該申請に係る再生利用等を行うおとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 禁罰以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法、廃棄物処理法その他生活環境の保全を目的とする法令で別表第二に掲げるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四

条、第二百六條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法第十四条第八項（法第十五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消され、廃棄物処理法第七條の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは同法第十四條の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を同法第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法（昭和

五十八年法律第四十三号）第四十一條第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

ニ 当該申請に係る再生利用等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

（再生利用等を行うおとする施設及び当該施設における当該再生利用等の基準）

第二十一条 法第十五条第一項第二号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該申請に係る再生利用等を行うおとする施設及び再生利用等が次に掲げる基準に適合すること。

イ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

ロ 特定有害廃棄物等の処理に伴い生ずる排ガス、排水及び残さ（以下この条において「排ガス等」という。）並びに施設において使用する薬剤等による特定有害廃棄物等及び施設等の腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ 特定有害廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ニ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

ホ 施設から排ガス等を排出する場合は、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

ヘ 特定有害廃棄物等の受入設備及び処理された特定有害廃棄物等の貯留設備が、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

ト 特定有害廃棄物等の保管は、周囲に困い（保管する特定有害廃棄物等の荷重が直接当該困いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。

チ イからトまでに掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生

じないように必要な措置が講じられていること。

二 当該申請に係る再生利用等に際して、他の法令に基づく行政庁の許可等を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

(再生利用等事業者の認定の申請に係る書類)

第二十二條 法第十五条第二項の申請書は、様式第十四によるものとする。

2 法第十五条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 事業計画の概要

ロ 当該申請に係る再生利用等の内容に関する次に掲げる事項

(1) 再生利用等を行う特定有害廃棄物等の種類、性状及び予定輸入数量

(2) 再生利用等の方法

(3) 再生利用等によって得られるもの(以下「再生品」という。)の種類及び性状

ハ 当該申請に係る再生利用等に係る事務所及び事業場の所在地

ニ 当該申請に係る再生利用等を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等に係る事業の範囲又は施設の種類の

ホ 当該申請に係る再生利用等の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

(1) 施設の設置の場所

(2) 施設の種類

(3) 施設の処理能力

(4) 施設の位置及び構造

(5) 施設の維持管理の方法

二 当該申請に係る再生利用等を行う特定有害廃棄物等及び再生品の性状を明らかにする書類

三 当該申請に係る再生利用等に伴い生ずるもの(再生品を除く。)の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類

四 申請者が当該施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し

七 申請者が第二十条第四号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

八 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。)

九 申請者が個人である場合には、資産に関する調査

十 法第八条に基づき輸入された特定有害廃棄物等の再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十一 当該申請に係る特定有害廃棄物等の当該申請に係る再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十二 当該申請に係る再生利用等を行うおとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処理工程図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図

十三 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに排水の汚染状態(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項に規定する汚染状態をいう。)を記載した書類

十四 認定に係る再生利用等に関する他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十五 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

(再生利用等事業者の認定の更新の申請)

第二十三條 法第十五条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の前日(前六十日までに前条第一項の申請書に同条第二項に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。)

(再生利用等事業者の変更の認定の申請)

第二十四條 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る第二十二條第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(変更の認定を要しない軽微な変更)

第二十五条 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項ただし書の経済産

業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 再生利用等を行うおとする施設の構造並びに再生利用等を行うおとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法であつて、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障がないものの変更

(再生利用等事業者の廃止の届出)

第二十六條 再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第二十七條 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日)以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二條第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(再生利用等事業者の認定証)

第二十八條 令第十条に規定する認定証は、様式第十八のとおりとする。

2 前項の認定証の交付を受けた者は、法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出を行ったときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、当該変更に係る認定証の書替えを受けなければならない。

(再生利用等事業者の認定証の再交付の申請)

第二十九條 令第十一條の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。また、認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

(移動書類に係る届出)

第三十條 法第十六條の規定による読み替え後の法第十二條第一項第一号に掲げる場合における同項本文の規定による届出は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等目的輸入事業者

(再生利用等を行った当該特定有害廃棄物等を他の再生利用等事業者へ搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。)ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、再生利用等を行った特定有害廃棄物等の第八條第一項に規定する様式第四による通知書、同条第二項に規定する様式第五による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第三十一條 法第十九條第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

附則抄

(施行期日)

第一條 この命令は、法の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日環境省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五條第三項若しくは第九條第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(平成二七年経済産業省令第六十四号)による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により申請された輸移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 再生利用等を行うおとする施設の構造並びに再生利用等を行うおとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法であつて、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障がないものの変更

(再生利用等事業者の廃止の届出)

第二十六條 再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第二十七條 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日)以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二條第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(再生利用等事業者の認定証)

第二十八條 令第十条に規定する認定証は、様式第十八のとおりとする。

2 前項の認定証の交付を受けた者は、法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出を行ったときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、当該変更に係る認定証の書替えを受けなければならない。

(再生利用等事業者の認定証の再交付の申請)

第二十九條 令第十一條の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。また、認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

(移動書類に係る届出)

第三十條 法第十六條の規定による読み替え後の法第十二條第一項第一号に掲げる場合における同項本文の規定による届出は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等目的輸入事業者

(再生利用等を行った当該特定有害廃棄物等を他の再生利用等事業者へ搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。)ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、再生利用等を行った特定有害廃棄物等の第八條第一項に規定する様式第四による通知書、同条第二項に規定する様式第五による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第三十一條 法第十九條第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

附則抄

(施行期日)

第一條 この命令は、法の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日環境省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五條第三項若しくは第九條第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(平成二七年経済産業省令第六十四号)による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により申請された輸移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二 再生利用等を行うおとする施設の構造並びに再生利用等を行うおとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法であつて、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障がないものの変更

(再生利用等事業者の廃止の届出)

第二十六條 再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第二十七條 法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日(登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日)以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二條第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

(再生利用等事業者の認定証)

第二十八條 令第十条に規定する認定証は、様式第十八のとおりとする。

2 前項の認定証の交付を受けた者は、法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出を行ったときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、当該変更に係る認定証の書替えを受けなければならない。

(再生利用等事業者の認定証の再交付の申請)

第二十九條 令第十一條の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。また、認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

(移動書類に係る届出)

第三十條 法第十六條の規定による読み替え後の法第十二條第一項第一号に掲げる場合における同項本文の規定による届出は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等目的輸入事業者

(再生利用等を行った当該特定有害廃棄物等を他の再生利用等事業者へ搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。)ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、再生利用等を行った特定有害廃棄物等の第八條第一項に規定する様式第四による通知書、同条第二項に規定する様式第五による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

(身分を示す証明書)

第三十一條 法第十九條第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

附則抄

(施行期日)

第一條 この命令は、法の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年一月六日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年八月一四日総理府・厚生省・通商産業省令第一号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年三月二九日環境省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年九月一日経済産業省・環境省令第六号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第五條第三項若しくは第九條第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令(平成二七年経済産業省令第六十四号)による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令(平成五年通商産業省令第六十一号)第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により申請された輸移動書類又は輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年八月一日経済産業省・環境省令第五号） 抄
（施行期日）

1 この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号）
（経過措置）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日経済産業省・環境省令第四号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第一条、第二条関係）

地域	特定有害廃棄物等
一 経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	条約附属書I V Aに掲げる処分作業を行うための輸出される特定有害廃棄物等
二 前項の中欄に掲げる地域以外の地域	条約附属書I V Bに掲げる処分作業を行うために輸出される鉛蓄電池（破碎されているか否かを問わない。） 全ての特定有害廃棄物等

別表第二（第九条、第二十条関係）

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
四 水質汚濁防止法
五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）

七 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）
八 ダイオキシソリン類対策特別措置法（平成十一年法律第一百五号）
九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

様式第1（第4条関係）

輸入移動書類に係る輸出書

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名
住所又は所在地
連絡責任者の氏名
電話番号
FAX番号
email

輸出特定有害廃棄物の引渡しを受けることとなった
引渡先
輸出特定有害廃棄物の引渡しを受けることとなった
引渡先

輸出移動書類の交付を受けた番号及び日付
交付番号
交付年月日

輸出特定有害廃棄物の引渡しを受けることとなった
引渡先
輸出移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先

輸出特定有害廃棄物等に関する今後の計画

備考 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第2（第6条関係）

輸入移動書類に係る輸入書

年 月 日

経済産業大臣
環境大臣 殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名
住所又は所在地
連絡責任者の氏名
電話番号
FAX番号
email

輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先
輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先

輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先
輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先

輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先
輸入移動書類の引渡しを受けることとなった
引渡先

備考 1 特定有害廃棄物等（輸入品）の引渡しに関する記録簿（環境省令第4号）の記載に基づき、
2 用紙の大きさは、日本規格規格A4とすること。

様式第3 (第7条関係)

様式第3 (第7条関係)

輸入移動書類に添える通知
移 動 書 類

経済産業大臣
課 長 官 殿

輸 送 者
氏名及び住所及び
代表者の氏名
住所並びに国籍
連絡担当者氏名
電話番号
FAX番号
e-mail

の通知を行わないこととなった
輸入特定有害廃棄物の
の処分を行わないこととなった。 ため、特定有害廃棄物の輸入入等が規制
を 失 っ た。

に該当する場合は、本条第1項第2号又は第3号 (法第94条)に基づいて取り戻して保管する場合は、1の
規定により、移 動 書 類 を取り戻して、次のとおり取り戻す。

輸入移動書類の交付を受けた番号及び 引付又は移動書類を作成した日付	通知番号 国境検査官の氏名 年 月 日
輸入特定有害廃棄物等 の通知を行わないこととなった 処分を行わないこととなった 原因	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後 の計画	

備考 1 通知の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第4 (第8条第1項関係)

様式第4 (第8条第1項関係)

Notification on the Receipt of Hazardous Wastes/Other Wastes
輸入特定有害廃棄物/他の有害廃棄物の届出

Date
年月日

To Exporter
輸 送 者

To Competent Authorities of States
of Export and Transit
輸 送 者 国 境 検 査 官 官 署 長 官 殿
輸 送 者 国 境 検 査 官 官 署 長 官 殿

From Name:
氏 名
Address:
住 所
Contact Person:
連絡担当者
Tel:
電話番号
Fax:
FAX
e-mail:

I inform herewith the receipt of the hazardous wastes/other wastes, as follows.
輸入特定有害廃棄物/他の有害廃棄物の届出を以下のとおり、通知いたします。

Notification No. 通知番号	
Serial/total number of shipments 積荷番号 / 積荷数	/
Date of receipt of waste 届出日	

備考 1 本通知書は、輸送者のタイプ別通知(輸入)を行うこと。
2 氏名及び住所の欄は、必ずしもすべての記載者の氏名について記入すること。
3 本通知書により通知する場合は、要を履行した輸入移動書類又は移動書類を添付して通知すること。
4 通知の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第5 (第8条第2項関係)

様式第5 (第8条第2項関係)

Notification on the Disposal/Recovery of Hazardous Wastes/Other Wastes
輸入特定有害廃棄物/他の有害廃棄物の届出

Date
年月日

To Exporter
輸 送 者

To Competent Authorities of States
of Export and Transit
輸 送 者 国 境 検 査 官 官 署 長 官 殿
輸 送 者 国 境 検 査 官 官 署 長 官 殿

From Name:
氏 名
Address:
住 所
Contact Person:
連絡担当者
Tel:
電話番号
Fax:
FAX
e-mail:

I inform herewith the completion of the disposal/recovery of the hazardous wastes/other wastes, as follows.
輸入特定有害廃棄物/他の有害廃棄物の処分/回収を以下のとおり、通知いたします。

Notification No. 通知番号	
Serial/total number of shipments 積荷番号 / 積荷数	/
Date of the completion of the disposal/recovery of the waste 処分/回収日	

備考 1 本通知書は、輸送者のタイプ別通知(輸入)を行うこと。
2 氏名及び住所の欄は、必ずしもすべての記載者の氏名について記入すること。
3 本通知書により通知する場合は、要を履行した輸入移動書類又は移動書類を添付して通知すること。
4 通知の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第6 (第11条関係)

様式第6 (第11条関係)

再循环利用目的の輸入申請書(届出・更新)

経済産業大臣
課 長 官 殿

申請者
氏 名
住 所
代表者の氏名
氏 名
住所
電話番号

特定有害廃棄物の輸入入等に関する法第14条第1項第2号に規定する届出書(法第94条)に基づいて、輸送者から届出を受ける。

届出 届出内容
届出内容
届出内容

届出 届出内容
届出内容
届出内容

届出 届出内容
届出内容
届出内容

備考 1 本通知書は、輸送者から届出を受けることに基づいて、通知を行う。1. 届出、届出更新を行うこと。
2 通知の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第7 (第13条関係)

再生利用等目的輸入事業者の変更申請書

申請書
 届 出:
 氏 名:
 代表者の氏名:
 法人番号:
 電話番号:

1 再生利用等目的輸入事業者の届出に於ける第14条第1項の届出に規定した内容に変更したとき、同条第14項に規定する事項を以下の事項とし、申請する。

1 届出の再生利用等目的輸入事業者	届出の住所: 国: 都道府県: 市区町村: 番地: 郵便番号:
2 変更の内容	届出の住所: 国: 都道府県: 市区町村: 番地: 郵便番号:
3 変更の理由	
4 変更の届出日	

【印字事項】
 届 出 日:
 届 出 所:
 届 出 者 印:

備考 1 変更申請書は国が定めた形式で提出し、再生利用等目的輸入事業者の届出に規定した事項に変更した内容については、同条第14項に規定する事項を以下の事項とし、申請する。

2 届出の氏名は、当該届出事項4.4とする。

様式第8 (第15条関係)

再生利用等目的輸入事業者認定届出書

届出書
 届 出:
 氏 名 又 は 氏 称:
 代 表 者 の 氏 名:
 法 人 番 号:
 電 話 番 号:

再生利用等目的輸入事業者認定届出書

年 月 日付 年 第 号で認定を受けた特定再生資源物等の再生利用等事業者の認定に該当する事項について変更したとき、特定再生資源物等の輸入及び輸出に際する届出事項に第15条により届け出ます。

認定年月日及び届出番号	年 月 日 年 第 号
変更の理由	
変更の届出日	年 月 日
届出先	【印字事項】 届 出 先: 届 出 所 一 号: 届 出 所 二 号: 届 出 所 三 号: 届 出 所 四 号:

備考 届出の氏名は、日本国登録輸入4.4とする。

様式第9 (第16条関係)

再生利用等目的輸入事業者認定変更届出書

届出書
 届 出:
 氏 名 又 は 氏 称:
 代 表 者 の 氏 名:
 法 人 番 号:
 電 話 番 号:

再生利用等目的輸入事業者認定変更届出書

年 月 日付 年 第 号で認定を受けた再生利用等事業者の認定に該当する事項について変更したとき、特定再生資源物等の輸入及び輸出に際する届出事項に第16条により届け出ます。

認定年月日及び届出番号	年 月 日 年 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更の届出日	年 月 日
届出先	【印字事項】 届 出 先: 届 出 所 一 号: 届 出 所 二 号: 届 出 所 三 号: 届 出 所 四 号:

備考 1 当該変更に関する特定再生資源物等の輸入及び輸出に際する届出事項に第16条により届け出ます。

2 届出の氏名は、日本国登録輸入4.4とする。

様式第10 (第17条第1項関係)

認 定 証
 Certification

住 所:
 Address:
 氏 名:
 Name of the certified organization:
 代 表 者 の 氏 名:
 Name of the official representative:
 of the company:

下記の書は、右に於て特定再生資源物等の輸入に際して、人の健康及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのない再生利用等事業者に認定し、再生利用等事業者の届出に規定した事項を以下の事項とし、申請する。

We hereby certify you as having obtained the approval as set forth in Paragraph 1 of Article 14 of the Basic Act in Japan for the import of hazardous wastes shown in 5 for the purpose of recovering/recycling/reclamation, which is the stated purpose for the import, which is the stated purpose for the import.

年 月 日
 Date (year/month/day)

経済産業大臣
 (Minister of Economy, Trade and Industry)
 環境大臣
 (Minister of the Environment)

記

- 認定を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者氏名
Name and address, or company number and name of the representative person that obtains the certification
- 認定の年月日
Date of certification
- 認定番号
Certification number
- 有効期限の日
Expiration date
- 特定再生資源物等として輸入を目的とする有害廃棄物の種類
Type of hazardous wastes that can be imported for recovery/recycling/reclamation
- 輸入の目的である再生利用等を行うとする法第15条第1項の認定を受けた者
Name of the certified person pursuant to Paragraph 1 of Article 15 of the Basic Act in Japan, who intends to conduct recovery/recycling/reclamation, which is the stated purpose for the import.

様式第11（第17条第2項関係）

様式第11（第17条第2項関係）

再生利用等目的輸入事業者の鑑定証の書替えの申請書

申請者
 氏名：
 住所：
 代表者氏名：
 法人番号：
 電話番号：

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第17条第2項の規定に基づいて申請した。下記の内容を申請する。

1 鑑定証の書替えの理由（理由）
 2 鑑定証の書替えの時期

【再生利用等目的】
 ① 氏名：
 ② 住所：
 ③ 代表者氏名：
 ④ 法人番号：
 ⑤ 電話番号：

備考 1 本表は、この表裏の両面を併せて提出することとする。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第12（第18条関係）

様式第12（第18条関係）

再生利用等目的輸入事業者の鑑定証の再交付の申請書

申請者
 氏名：
 住所：
 代表者氏名：
 法人番号：
 電話番号：

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第18条の規定に基づいて申請した。下記の内容を申請する。

1 鑑定証の再交付の理由（理由）
 2 鑑定証の再交付の時期

【再生利用等目的】
 ① 氏名：
 ② 住所：
 ③ 代表者氏名：
 ④ 法人番号：
 ⑤ 電話番号：

備考 1 本表は、この表裏の両面を併せて提出することとする。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第13（第19条関係）

様式第13（第19条関係）

再生利用等目的輸入事業者の年次報告書

申請者
 氏名：
 住所：
 代表者氏名：
 法人番号：
 電話番号：

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第19条第1項の規定に基づき、特定有害廃棄物等の再生利用等目的輸入事業として特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第1項の規定に基づいた再生利用等事業者（以下「再生利用等事業者」という。）として活動した。この活動に関する事項を報告する。

報告の年月日及び報告の時期	報告の時期	報告の時期
再生利用等目的の輸入事業の状況	再生利用等事業者の活動状況	再生利用等事業者の活動状況
再生利用等目的の輸入事業者の活動状況	再生利用等事業者の活動状況	再生利用等事業者の活動状況
再生利用等目的の輸入事業者の活動状況	再生利用等事業者の活動状況	再生利用等事業者の活動状況

【再生利用等目的】
 ① 氏名：
 ② 住所：
 ③ 代表者氏名：
 ④ 法人番号：
 ⑤ 電話番号：

備考 1 本表は、この表裏の両面を併せて提出することとする。 2 再生利用等事業者の活動状況を記載することとする。 3 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第14（第22条関係）

様式第14（第22条関係）

再生利用等事業者の鑑定証申請書（新規・更新）

申請者
 氏名：
 住所：
 代表者氏名：
 法人番号：
 電話番号：

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法律」という。）第22条の規定に基づいて申請した。下記の内容を申請する。

1 再生利用等事業者の活動状況
 2 再生利用等事業者の活動状況
 3 再生利用等事業者の活動状況
 4 再生利用等事業者の活動状況
 5 再生利用等事業者の活動状況
 6 再生利用等事業者の活動状況
 7 再生利用等事業者の活動状況
 8 再生利用等事業者の活動状況
 9 再生利用等事業者の活動状況
 10 再生利用等事業者の活動状況

【再生利用等目的】
 ① 氏名：
 ② 住所：
 ③ 代表者氏名：
 ④ 法人番号：
 ⑤ 電話番号：

備考 1 本表は、この表裏の両面を併せて提出することとする。 2 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第19 (第28条第2項)

様式第19 (第28条第2項)

再生利用等事業者の鑑定証の書替えの申請書

申請者 株式会社 〇〇 〇〇

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

申請書
住所
電話番号
代表取締役
鑑定番号
鑑定番号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、下記のとおり申請します。

1 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

2 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

3 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

【住所】
住所
〒
国
〒
〒
〒

備考 用紙の大きさは、日本規格A4とします。

様式第20 (第29条関係)

様式第20 (第29条関係)

再生利用等事業者の鑑定証の再交付の申請書

申請者 株式会社 〇〇 〇〇

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

申請書
住所
電話番号
代表取締役
鑑定番号
鑑定番号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、下記のとおり申請します。

1 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

2 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

3 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

【住所】
住所
〒
国
〒
〒
〒

備考 1 認定書が廃棄物の輸出入等規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、用紙の大きさは、日本規格A4とします。

様式第21 (第30条関係)

様式第21 (第30条関係)

特定有害廃棄物等の再生利用等の年次報告書

申請者 株式会社 〇〇 〇〇

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

申請書
住所
電話番号
代表取締役
鑑定番号
鑑定番号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、下記のとおり申請します。

1 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

2 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

3 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

【住所】
住所
〒
国
〒
〒
〒

備考 1 特定有害廃棄物等の再生利用等の年次報告書、特定有害廃棄物及び移動書類の5を添付すること。
2 再生利用等事業者の名称、住所、電話番号及び移動書類の5を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本規格A4とします。

様式第22 (第31条関係)

様式第22 (第31条関係)

再生利用等事業者の鑑定証の再交付の申請書

申請者 株式会社 〇〇 〇〇

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

申請書
住所
電話番号
代表取締役
鑑定番号
鑑定番号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、下記のとおり申請します。

1 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

2 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

3 再生利用等事業者(以下「事業者」といいます)の名称
住所、その他住所外に設置する事業場の名称

【住所】
住所
〒
国
〒
〒
〒

備考 1 認定書が廃棄物の輸出入等規制に関する法律(昭和56年法律第88号)の規定に基づいて申請した
こと、用紙の大きさは、日本規格A4とします。